

● 1 設置位置

令第29条の2及び規則第31条の2の規定によるほか次によること。

- (1) 地下4階以下の部分にも設置すること。
- (2) 設置場所は、次のいずれかの場所に設けること。
 なお、連結送水管及び非常電話を設けるものにあつては、それらと併設すること。
 ア 特別避難階段の附室
 イ 非常用エレベーターの乗降室 ★
 ウ 階段室 ★
 エ 屋外階段
 オ 直接外気に開放された廊下で、階段から5m以内の部分
- (3) 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、各階ごとに設けるのが適当でないと認められるものについては、当該階の各部分から前記(2)の部分に設ける非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるように設けること。

● 2 電源・配線等

令第29条の2及び規則第31条の2の規定によるほか次によること。

- (1) 一の幹線回路の電源容量は、45A以上を供給できるものとする。
- (2) 同一階に複数の非常コンセントがある場合は、それぞれ別の幹線回路とすること。
- (3) 専用回路には、地絡による遮断器を設けないこと。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の遮断器をそれぞれ保護箱内に設けること。
- (5) 幹線用遮断器と分岐用の遮断器は、保護協調をとること。
- (6) 保護箱内の配線及びプラグ受けの充電部は、外部に露出していないこと。

● 3 コンセント

- (1) プラグ受けは、JIS C8303-1932 極接地極付差込接続器のうち定格が15A、125Vに適合するものであること。 ★
- (2) プラグ受けは、並列に2個以上を保護箱内に設けること。
- (3) プラグ受けの上部には、差込プラグの脱落防止のためのフック等を設けること。

● 4 保護箱

- (1) 保護箱は、1.6mm以上の厚さの鋼製とし、前面に使用に際して支障のない大きさの開閉できる扉を設けること。
- (2) 保護箱には、D種接地工事をしておくこと。

● 5 表示・標識

- (1) 表示灯は、非常電話、連結送水管等と同一の場所に設ける場合は、兼用できるものであること。
- (2) 標識は、保護箱前面の扉に5cm×25cm以上の大きさで、赤地に白文字で「非常コンセント」と表示すること。 ☆